

第97回郡山市都市計画審議会 議事録(概要)

1 開催日時

平成30年5月15日(火) 午前10時00分から午前11時30分

2 開催場所

郡山市総合福祉センター3階 技能習得室(洋室)

3 出席者

(1) 委員 17名(20名中)

(2) 事務局 8名

4 会議の公開・非公開の別及び傍聴人

公開 傍聴人なし

5 議題

(1) 協議事項

郡山市都市計画審議会会議運営規程の制定について

(2) 報告事項

ア 第96回郡山市都市計画審議会に付議された案件の報告

イ 市街化調整区域における地区計画マニュアルの策定について

ウ 都市計画提案制度について

(3) その他

郡山市都市計画審議会視察研修について

各項目について事務局から説明し、委員の了承を得た。

6 議事(要旨)

(1) 協議事項

郡山市都市計画審議会会議運営規程の制定について

【都市政策課長】・・・審議会運営に関し、これまで明文化した規程がなかったため、福島県などを参考に当審議会においても規程を制定する。

<委員からの主な意見・質問及び事務局の回答>

【委員】

審議会条例の3条の2項にある臨時委員について人数を決めておかなくて良いのか。表決に参加するので市長が決める臨時委員の数を決めておかないと表決のバランスが崩れることも考えられると思うが。

【事務局】

他市の事例も鑑みながらある程度人数の上限を定めるべきか否か、今後、検討の素材とさせていただく。また、必要があるときは改めて御審議いただきたい。

(2) 報告事項

ア 第96回郡山市都市計画審議会に付議された案件の報告

【都市政策課長】・・・議案第1号 県中都市計画地区計画の変更について、平成29年9月1日、郡山市告示第264号により告示した。

<委員からの主な意見・質問等及び回答>

なし。

イ 市街化調整区域における地区計画マニュアルの策定について

【都市政策課長】・・・開発を抑制する市街化調整区域にあっても地域コミュニティの維持等は必要であり、一定の生活サービス水準が得られるような地域等を対象に地域の求める実情に沿ったまちづくりができるようにするための「(仮称)市街化調整区域における地区計画マニュアル」を策定する。

<委員からの主な意見・質問及び事務局の回答>

【委員】

市街化調整区域の中の具体的な場所というのは、お示しいただけるか。

【事務局】

具体的な場所は今のところ想定していない。調整区域であるので抑制しなくてはならないがインターチェンジやポテンシャルのあるところ、ある程度条件を満たすようなところについてはということ考えており、今後深めていきたい。

【委員】

地区計画マニュアルを策定すると、ある条件が整ったときに住民の意向を重視できる可能性が今までよりは高まるということか。

【事務局】

地区計画は以前からあった制度だが、今まではガイドラインのようなものはなく、原則論で対応しなくてはならない部分が多く、なかなか道を開く部分がなかったというのが現状である。今後、住民の理解があり、自分たちでまちづくりしていきたいという意欲が高ければ、なんとか市としても道を開けるようにしたいと考え地区計画マニュアルを策定する。

ウ 都市計画提案制度について

【都市政策課長】・・・都市計画法第21条の2の規定に基づく制度であり、本市では地区計画マニュアルの策定に合わせ、統一的、かつ、公平な事務処理をするため

の規程の整備を進める。

< 委員からの主な意見・質問及び事務局の回答 >

【委員】

計画を進めるのは提案する住民が主体となってしまうのか、市が主体となってしまうのか。

【事務局】

基本的には住民であり、地域が主体となってしまう。

【委員】

障がい福祉という中でなかなか意見を言えない方たちもいらっしゃる中で、ユニバーサルデザインやバリアフリーも重視して進めてほしい。

【事務局】

障がいのないような社会を創るとというのが根本にあるので、事前の相談の中で意向もくみ取りながら進めたい。

(3) その他

郡山市都市計画審議会視察研修について

【都市政策課長】・・・10月上旬から中旬に「コンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくりの具現化」をテーマに視察研修を実施する。